

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目		14. 特別職の身分の取扱い				協議細目				
調整方針		(案) 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについて、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の非常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行うものとする。								
項目		参 考 資 料								
区 分		特別職の状況								
		関市		洞戸村		板取村				
		現員数	任 期	現員数	任 期	現員数	任 期			
常勤の 特別職等	市町村長	1人	自：平成11年9月22日 至：平成15年9月21日	1人	自：平成12年4月20日 至：平成16年4月19日	1人	自：平成13年10月22日 至：平成17年10月21日			
	助役	1人	自：平成14年7月1日 至：平成18年6月30日	1人	自：平成12年5月1日 至：平成16年4月30日	1人	自：平成13年12月1日 至：平成17年11月30日			
	収入役	1人	自：平成14年7月1日 至：平成18年6月30日	1人	自：平成12年5月1日 至：平成16年4月30日	1人	自：平成13年12月1日 至：平成17年11月30日			
	教育長	1人	自：平成14年4月1日 至：平成18年3月31日	1人	自：平成11年10月1日 至：平成15年9月30日	1人	自：平成13年10月1日 至：平成17年9月30日			
区 分		委員数		任期	委員数		任期	委員数		
各種 委員会 委員	委員会名等	教育委員会		4年	選挙管理委員会		4年	公平委員会		
		委員長 1 委員 2	1人 4人		委員長 1 委員 2	1人 4人		委員長 1 委員 2	1人 4人	
		委員長 委員	1人 3人	4年	委員長 委員	1人 3人	4年	委員長 委員	1人 3人	4年
		委員長 委員	1人 2人	4年						
		識見を有する委員 議会選出委員	1人 1人	4年 議会議員の任期	識見を有する委員 議会選出委員	1人 1人	4年 議会議員の任期	識見を有する委員 議会選出委員	1人 1人	4年 議会議員の任期
固定資産評価 審査委員会		委員長 1 委員 2	1人 2人	3年	委員長 1 委員 2	1人 2人	3年	委員長 1 委員 2	1人 2人	

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目			参 考 資 料				
区 分			特別職の状況				
			武儀町		上之保村		根拠法令
			現員数	任 期	現員数	任 期	
常勤の 特別職等	役職名	市町村長	1人 自：平成15年5月5日 至：平成19年5月4日	1人 自：平成13年11月30日 至：平成17年11月29日	地方自治法第139条		
		助役	1人 自：平成15年5月5日 至：平成19年5月4日	1人 自：平成14年4月1日 至：平成18年3月31日	地方自治法第161条		
		収入役	自： - 至： -	1人 自：平成14年10月1日 至：平成18年9月30日	地方自治法第168条		
		教育長	1人 自：平成11年10月1日 至：平成15年9月30日	1人 自：平成11年10月1日 至：平成15年9月30日	地教法第16条 3		
区 分			委員数	任期	委員数	任期	根拠法令
各種 委員会 委員	委員会名等	教育委員会	委員長 1人 委員 2人	4年	委員長 1人 委員 2人	4年	地教法第2条 3
		選挙管理委員会	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	地方自治法第181条
		公平委員会					地方公務員法第7条
		監査委員	識見を有する委員 1人 議会選出委員 1人	4年 議会議員の任期	識見を有する委員 1人 議会選出委員 1人	4年 議会議員の任期	地方自治法第195条
		固定資産評価審査委員会	委員長 1人 委員 2人	3年	委員長 1人 委員 2人	3年	地方税法第423条
備 考			1 委員長の任期については1年。ただし、再選されることができる 2 教育委員会の委員数には、教育長を含む 3 「地教法」：地方教育行政の組織及び運営に関する法律				

事 務 事 業 一 事 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項	目	参 考 資 料
参 考 法 令	特別職の身分に関する取扱い	<p>【地方公務員法】 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第3条 省略 2 省略 3 特別職は、次に掲げる職とする。 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 一の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 一の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>【地方自治法】 （委員会及び委員・委員の兼業禁止等） 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。 一 教育委員会 二 選挙管理委員会 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通公共団体にあっては公平委員会 四 監査委員 2 省略 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。 一 農業委員会 二 固定資産評価審査委員会 4～8 省略</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項	目	参 考 資 料
参 考 法 令	市町村長	<p>【地方自治法】 (知事及び市町村長) 第139条 省略 2 市町村に市町村長を置く。 (任期) 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 2 省略</p>
	助役	<p>【地方自治法】 (副知事・助役の設置及びその定数) 第161条 省略 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。 (副知事及び助役の選任) 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 (副知事及び助役の任期) 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>
	収入役	<p>【地方自治法】 (出納長・副出納長・収入役及び副収入役) 第168条 省略 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 6 省略 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。 8、9 省略(省略文は兼職についての規定)</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項	目	参 考 資 料
参 考 法 令	教 育 長 教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。</p> <p>(組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員を以て組織する。(以下省略)</p> <p>(任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 2～4 省略</p> <p>(任期) 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(教育長) 第16条 教育委員会に教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料			
先進事例	新市の名称 (都道府県名)	合併 方式	旧市町村名	調 整 方 針
	新潟市 (新潟県)	編入	新潟市 黒崎町	黒崎町の特別職(三役及び教育長)の身分の取り扱いについては両市町の長が別に協議して定める。
	潮来市 (茨城県)	編入	潮来町 牛堀町	牛堀町の常勤の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の取り扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。
	廿日市市 (広島県)	編入	廿日市市 佐伯町 吉和村	佐伯町及び吉和村の、常勤の特別職及び教育長の身分の取り扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。 佐伯町及び吉和村の、非常勤の特別職の身分の取り扱いについては、それぞれの職の設置の必要性を検討し、調整を行うものとする。
	新居浜市 (愛媛県)	編入	新居浜市 別子山村	別子山村の常勤の特別職の職員(村長、助役及び教育長)の取り扱いについては、両市村の長が別に協議した定めるものとする。
	山県市 (岐阜県)	新設	高富町 美山町 伊自良村	新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取り扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は3町村の長が協議して定めるものとする。
	瑞穂市 (岐阜県)	新設	穂積町 巢南町	市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。 その他の特別職の職員については、その設置、人員、任期について、各法令の定めるところに従い、調整する。 付属機関等は、法令等に定めがない場合は、新市において新たに設置する必要があるものを新市において新たに設置する。 報酬については、別に統一して合併協議会において協議する。